

「流域は一つ 運命共同体」

1. 矢作川沿岸水質保全対策協議会の発足

矢作川は、中央アルプスの最南端にある大川入山に源流があり、その豊かな清流は三河平野を潤している。古くから農林漁業が盛んな流域であった。

昭和30年代、高度経済成長による公害の発生は、矢作川流域も例外ではなかった。造成工事現場から出る大量の土砂、工場・住宅団地等の未処理の汚水、山砂利・窯業原料採取業者が垂れ流すヘドロは川や海を急激に汚濁させ、農・漁業や上水道に甚大な被害をもたらした。これらの被害に対処するため、1969(昭和44)年9月3日、流域の農業団体6、漁業団体7、市町村6の19団体によって、矢作川沿岸水質保全対策協議会(通称:矢水協)が発足した。

2. 矢作川流域の環境を守る矢水協

発足後、矢作川の清流を取り戻す活動は「矢水協」の名で進めることになる。

矢作川流域の水質調査や汚染源の自主的パトロールを行い、夜間に汚水を流す事業所に対してはフクロウ部隊組織をつくって対抗し、企業等には直接抗議、決起集会を重ねた。1972(昭和47)年6月24日には、汚水のたれ流しをやめない悪質業者を水質汚濁防止法違反で愛知県警に告発した。

この公害闘争を通して、矢水協が得たものは「戦うだけでは問題は解決しない。加害者と被害者がお互いの立場を理解し、思いやりを持って接することが大切である」ということだった。

これを機に、矢水協の活動は大きく転換し、「流域は一つ 運命共同体」をテーマに、上流と下流が協調してともに繁栄を図る運動へと移っていった。

昭和50年代に入ると、愛知、岐阜、長野県の矢作川流域の市町村と農漁業団体が矢水協の活動の趣旨に賛同して、1999(平成11)年には52団体となり、現在(2022(令和4)年)は市町村合併等により36団体で組織している。

特に矢作川流域では、大規模な開発工事はほぼすべて「矢水協の同意」を得て行われてきた。これは、1976(昭和51)年に愛知県知事と矢水協の間で交わされた“紳士協定”に基づくもので、川を汚さないよう厳しく業者を指導できた力の源である。

こうした功績が認められて、1999(平成11)年、安全・きれい・おいしい水のあふれる国土を目指して制定された日本水大賞の第1回大賞を受賞した。

現在は、工場用地造成工事等の大規模工事の土砂流出防止対策や、沈砂池等の適正な維持管理および河川等の水質モニタリングの実施を要請している。また、開発面積3,000m²以上の住宅や工場の用地造成、砂利や鉱物資源の採掘などの土地開発行為、河川や道路工事などの公共工事について、事業関係者に工事施工に伴う水質汚濁の防止を要請している。また、1日あたりの排水量が20m³以上の工場などの汚染浄化対策として、排水の高度処理施設の設置と適正な維持管理を要請し、事業関係者や工場とともに矢作川流域の環境を守っている。

※流域市町村においても、開発申請の窓口では県と同様の行政指導とし、矢作川流域の3,000m²以上の開発行為については、許可手続きに入る条件として“矢水協の同意”が求められる。